

第14回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召集 令和3年9月29日(水) 13時30分
第14回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開会 令和3年9月29日(水) 13時26分

3. 閉会 令和3年9月29日(水) 13時52分

4. 出席委員

1 番 青柳	2 番 山口	3 番 馬場	4 番 星	5 番 尾崎
6 番 田中	7 番 泉	8 番 東城	9 番 岩井	10 番 市村
11 番 波多野	12 番 菅野	13 番 佐藤	14 番 小池	15 番 菱川
16 番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 なし

6. 議事録署名委員 11 番—波多野委員 12 番—菅野委員

7. 付議議件 議案第 63 号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
議案第 64 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 65 号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 智哉
事務局 笠井 孝弘
神矢 拓郎
羽田野 由美子

9. 会議の概要

事務局	<p>第 14 回斜里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日、欠席委員はいません。</p> <p>出席委員は 16 名中 16 名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立しております。</p> <p>議長よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは第 14 回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>日程 1、議事録署名員に、11 番一 波多野委員、12 番一 菅野委員を委嘱します。</p> <p>日程 2、議案第 63 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 63 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について</p> <p>下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。</p> <p>番号 1、関係の土地については、字富士他 11 筆、地目畑、合計面積 173,082 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 1 年 12 月 25 日から令和 4 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 9 月 1 日となっております。</p> <p>番号 2、関係の土地については、字富士他 11 筆、地目畑、合計面積 173,078 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 1 年 12 月 25 日から令和 4 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 9 月 1 日となっております。</p> <p>番号 3、関係の土地については、字豊里 2 筆、地目畑、合計面積 27,151 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 1 年 12 月 25 日から令和 4 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 9 月 1 日となっております。</p> <p>番号 4、関係の土地については、字富士他 11 筆、地目畑、合計面積 173,086 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 1 年 12 月 25 日から令和 4 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 9 月 1 日となっております。</p> <p>番号 5、関係の土地については、字以久科南 5 筆、地目畑、合計面積 36,862 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 2 年 12 月 23 日から令和 3 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 9 月 1 日となっております。</p> <p>別紙の合意解約書の写しの確認もお願いします。以上です。</p>
議長	<p>合意解約通知について確認決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>よろしいです。</p>

議長

それでは決定とします。

日程 3、議案第 64 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局

議案第 64 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請に係る次の者の申請について審議を求める。

区分 1、関係の土地については字朱円西 3 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 1,339 m²、申請の理由は譲渡人が所有地を自作しないので譲渡する。譲受人が農業経営安定のため譲り受けとなっています。

労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 2、関係の土地については字富士 1 筆、地目については記載のとおり、面積は 66,292 m²、申請の理由は貸人が今後農業を行わないので賃貸したい。借人が経営規模拡大のため借り受けとなっています。

労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 3、関係の土地については字豊里 4 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 217,390 m²、申請の理由は貸人が今後農業を行わないので賃貸したい。借人が経営規模拡大のため借り受けとなっています。

労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 4、関係の土地については字豊里 2 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 37,150 m²、申請の理由は貸人が今後農業を行わないので賃貸したい。借人が経営規模拡大のため借り受けとなっています。

労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 5、関係の土地については字豊里 3 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 180,452 m²、申請の理由は貸人が今後農業を行わないので賃貸したい。借人が経営規模拡大のため借り受けとなっています。

労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 6、関係の土地については字川上 2 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 15,730.55 m²、申請の理由は貸人が今後農業を行わないので賃貸したい。借人が経営規模拡大のため借り受けとなっています。

労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 7、関係の土地については字以久科南 5 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 36,862 m²、申請の理由は譲渡人が今後農業を行わないので譲渡したい。譲受人が経営規模拡大のため譲受となっています。

労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

位置図については 1 から 6 番が次頁、7 番 6 頁となっています。

現地調査については 1 番が 9 月 27 日(月)田中委員、青柳委員、菱川委員、2 から 5、7 番は 9 月 27 日(月)波多野委員、佐藤委員、菅野委員、6 番が 9 月 27 日(月)馬場委員、山口委員、尾崎委員で行っています。

	別紙の農地法第3条調査書のとおり農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっていますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。
議長	区分1の現地確認委員、田中委員どうでしたか。
田中委員	問題ありません。
議長	区分1を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分1について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分2から5の現地確認委員、波多野委員どうでしたか。
波多野委員	問題ありません。
議長	区分2から5について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分6の現地確認委員、馬場委員どうでしたか。
馬場委員	問題ありません。
議長	区分6について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分7は青柳委員の案件となりますので、青柳委員は退席をお願いします。 (青柳委員退席) 区分7の現地確認委員、波多野委員どうでしたか。
波多野委員	問題ありません。
議長	区分7について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 (青柳委員着席) 日程4、議案第65号斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明をお願いします。
事務局	議案第65号斜里町農用地利用集積計画案の承認について (1)所有権の移転関係

	<p>番号 1、関係の土地については、字以久科北 1 筆、地目畑、合計面積は 48,925 m²、申請の理由については譲渡人が離農するため譲渡したい、譲受人は経営規模拡大のため譲受する。価格は 10,567 千円、反当り 216 千円、経営面積は記載のとおりとなっています。</p> <p>幹旋委員は佐藤委員長、波多野副委員長、菅野委員、市村委員、星委員、石川委員、崎田委員で行っています。</p> <p>位置図については同頁に記載となっています。</p> <p>別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書も併せて確認をお願いします。以上です。</p>
議長	(1)の所有権の設定関係について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>(2)利用権の設定関係の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(2)利用権の設定関係</p> <p>番号 1、関係の土地については字来運他 10 筆、地目畑、合計面積は 98,884.8 m²、利用権の種類は使用貸借、期間は公告日から令和 13 年 11 月 30 日までとなっています。位置図については経営移譲のため省略となっています。</p> <p>別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書も併せて確認をお願いします。以上です。</p>
議長	(2)の利用権の設定関係について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>ここで休憩とし、日程 5 その他、協議・報告事項の説明をお願いします。</p> <p>(一時休憩)</p> <p>本会議に戻し、全体を通して何か意見等ありませんか。</p>
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第 14 回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和3年9月29日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 萩野 克哉

議事録署名委員 菅野 裕一